

新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市保存樹等の松くい虫防除補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、保存樹等の松くい虫防除補助事業に係る事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 交付要綱に規定する松くい虫防除とは、松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫及び線虫類から松を保全するため、薬剤により駆除又は予防を行うことをいう。

(交付申請期限)

第3条 交付要綱第6条に規定する市長が定める日は、防除適正期間を考慮し、以下のとおりとする。

防除方法	交付申請期限	防除適正期間
樹幹注入	4月1日から1月31日	11月 から 3月
散布	4月1日から6月30日	5月 から 8月
土壌灌注	4月1日から1月31日	2月 から 3月

(公表内容の証明)

第4条 交付要綱第9条（3）に規定する公表内容を証明できる資料とは、保存樹等の標識に防除を実施した証を貼付したことを証明する写真または、市長が用意する防除実施済証を貼付したことを証明する写真とすることを可能とする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要領の適用期間は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和４年３月３１日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和７年３月３１日から施行する。